

国保

国民健康保険被保険者証の切り替えは、毎年4月1日です

新しい被保険者証（カード）を3月末に世帯主へ郵送します。紛失などに注意し、大切に保管してください。

また、70歳から74歳までの方に交付されている高齢受給者証（負担割合が1割の方のみ）も3月末に郵送します。

古い被保険者証は4月以降、各自で廃棄していただくか、各支所窓口または市役所保険年金課へご返却ください。



有効期限をご確認ください

国民健康保険被保険者証の有効期限は平成26年3月31日です。ただし、次の方は有効期限が年度途中となっておりますのでご確認ください。

④の被保険者証をお持ちの方で65歳に達する方
有効期限は65歳の誕生日の月末までとなります。

75歳に達する方
有効期限は75歳の誕生日の前日までとなります。75歳からは後期高齢者医療制度に変わります。

新しい被保険者証は郵送しますので手続きは不要です。

年金 こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。20歳になったときだけでなく、厚生年金や共済組合等に加入していた会社を辞めた本人や、その人に扶養されていた配偶者も届出が必要です。もし、届出されなかった場合、年金



額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	保険年金課 各支所
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く。)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳 ・社会保険を抜けた証明書	保険年金課 各支所
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳 ・社会保険を抜けた証明書	保険年金課 各支所

④の被保険者証を交付しています

国民健康保険は、住民登録されている市町村で加入いただくことが原則ですが、高島市の国民健康保険被保険者証をお持ちの方が、大学や高校などに就学のために転出される場合に、特例として④の国民健康保険被保険者証を交付することができます。交付を希望される方は、各支所窓口または

社会保険に加入されていませんか



就職などで会社等の健康保険に加入された方で、高島市の国民健康保険の被保険者証をお持ちの方は、資格喪失手続きが必要です。新しい健康保険に加入されても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。保険税がかかり続けますので、必ず各支所窓口または市役所保険年金課で手続きしてください。喪失手続きをされずに国民健康保険被保険者証を使用さ

- 【手続きに必要なもの】**
- ・現在お持ちの国民健康保険の被保険者証
 - ・新しく加入された社会保険等の被保険者証
 - ・印鑑

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください

過去10年間に納めていない国民年金保険料については、平成24年10月から3年に限り後納制度を利用して納付することが可能となりました。

○後納保険料納付書の使用期限は当時の該当月から10年目の月の末日です。使用期限を超過すると納付できません。

例：平成15年4月分 ↓
(使用期限) 平成25年4月30日

詳しくは次の国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせは、
『国民年金保険料専用ダイヤル』へ
☎0570-011-050

※050と070の番号から始まる電話からおかけになる場合 ☎03-6731-2015

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉
月～金曜日 8時30分～17時15分
※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19時まで延長
第2土曜日 9時30分～16時00分
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。